

## 司法書士の現状と今後のあり方

七戸, 克彦  
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/1474991>

---

出版情報 : 市民と法. 85, pp.2-12, 2014-02-01. 民事法研究会  
バージョン :  
権利関係 :



# 論説 解説

## 司法書士の現状と今後のあり方

九州大学教授 七戸克彦

### 1 司法書士の現状

#### (1) 会員数・受験者数等

平成25年（2013年）版の『司法書士白書』によれば、「平成25年1月1日現在の全国の司法書士会員数は20,956名であり、男女の内訳は男性17,716名で84.5%を占め、女性は3,240名で15.5%を占めている。平均年齢は52.9歳であり、最年少は22歳、最年長は101歳であり、年代は、60歳代が4,910名（23.4%）と一番多く、40歳代4,373名（20.9%）、30歳代4,296名（20.5%）の順となっている」。また「〔簡裁〕代理権を取得した会員数は14,456名と、全体の69.0%を占めている。会員のうち国家試験により資格を取得した者は15,001名で、全体の71.6%を占めている」（注1）。

なお、司法書士の総数は、昭和36年には1万1808名であり、試験制度導入（昭和54年）後の昭和59年に1万5000名を超えた（1万5007名）後も、平成14年までは年間100名ずつの微増ペースであったところ、平成15年より年間300名以上の爆発的増加が生じた結果、平成23年に2万人を超えて今日の数字に至ったものである（注2）。

その原因が、平成14年の司法書士法改正による簡裁訴訟代理関係業務（その後の平成17年法改正により筆界特定代理関係業務が加わった結果、現在の名称は「簡裁訴訟代理等関係業務」となっているが。以下、「簡裁代理権」ともいう。司法書士法3条2項柱書）の獲得であることは、いうまでもない。

これを、司法書士試験の受験者数の側からみると（【資料1】参照）、平成14年改正時の出願

者数は前年より2000人以上も増加し、平成17年には出願者が3万人を突破、翌平成18年には合格者も900人を超えた。ところが、その後は、出願者数については、平成22年の3万3166名をピークに急速に減少し、合格者についても、平成20年の931名を頂点に減少へと転じ、平成25年の出願者数・合格者数は、平成14年簡裁代理権獲得前の状態へと収縮を続けている。

#### (2) 新人に対するアンケート結果

以上のように、司法書士に関しては、平成14年の簡裁代理権獲得から現在に至るわずか10年の間に、芸能界並みの人気の急激なアップダウンが生じたということであるが、では、司法書士の人気が収束した現在において、この職業に就こうとする新人たちは、司法書士の業務内容のいずれに関心を抱いているのだろうか。

この点に関しては、平成24年度中央新人研修の受講者に対する「司法書士としてどのような業務を中心として行いたいか」という質問に対するアンケート結果が、非常に興味深い。今川嘉典日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）副会長によれば、その内訳は、次のようなものだったという（注3）。

- |                 |
|-----------------|
| 第1位……不動産登記      |
| 第2位……成年後見等の財産管理 |
| 第3位……商業登記       |
| 第4位……裁判         |

ここ数年来「新人の登記離れ」現象が指摘されてきただけに、「主に取り組みたいと考える業務のトップに登記業務が挙がったという結果に対し

【資料1】 司法書士試験・土地家屋調査士試験の出願者数・合格者数の経年変化

	司法書士					土地家屋調査士				
	出願者数	増減数	増減率	合格者数	合格率	出願者数	増減数	増減率	合格者数	合格率
昭和54	*16,000	—	—	375	2.3%					
55	19,783	*3,783	*12.4%	372	1.9%					
56	19,309	-474	-2.4%	371	1.9%					
57	18,793	-516	-2.7%	382	2.0%					
58	17,789	-1,004	-5.3%	383	2.2%					
59	18,105	316	1.7%	370	2.0%					
60	17,906	-199	-1.1%	374	2.1%					
61	17,932	26	0.1%	388	2.2%					
62	18,123	191	1.1%	404	2.2%					
63	18,014	-109	-0.4%	404	2.2%					
平成元	18,234	220	1.2%	406	2.2%	14,300	—	—	457	3.2%
2	18,533	319	1.7%	408	2.2%	13,459	-841	-5.8%	451	3.4%
3	18,599	66	0.4%	408	2.2%	12,536	-923	-6.9%	440	3.5%
4	18,339	-260	-1.4%	403	2.2%	11,958	-578	-4.6%	430	3.6%
5	18,044	-295	-1.6%	405	2.2%	11,892	-66	-0.6%	442	3.7%
6	18,226	182	1.0%	440	2.4%	12,194	302	2.5%	499	4.1%
7	17,682	-544	-3.1%	479	2.7%	11,478	-716	-5.9%	554	4.8%
8	19,090	1,408	8.0%	504	2.6%	10,606	-872	-7.6%	583	5.5%
9	21,158	2,068	10.8%	539	2.5%	10,703	97	0.9%	600	5.6%
10	21,475	317	1.5%	567	2.6%	11,103	400	3.7%	616	5.5%
11	21,839	364	1.7%	577	2.6%	10,804	-229	-2.8%	611	5.7%
12	22,715	876	4.0%	605	2.7%	10,665	-139	-1.3%	604	5.7%
13	23,190	475	2.1%	623	2.7%	9,719	-946	-9.7%	618	6.4%
14	25,416	2,226	9.6%	701	2.8%	9,641	-78	-0.1%	610	6.3%
15	28,454	3,038	12.0%	790	2.8%	9,354	-287	-3.1%	591	6.3%
16	29,958	1,504	5.3%	865	2.9%	8,875	-479	-5.4%	566	6.4%
17	31,061	1,103	3.7%	883	2.8%	8,307	-568	-6.8%	527	6.3%
18	31,878	817	2.6%	914	2.9%	7,932	-375	-4.7%	520	6.6%
19	32,469	591	1.9%	919	2.8%	7,540	-392	-5.2%	503	6.7%
20	33,007	538	1.7%	931	2.8%	7,270	-270	-3.7%	483	6.6%
21	32,558	-449	-1.4%	921	2.8%	7,234	-36	-0.5%	485	6.7%
22	33,166	608	1.9%	947	2.9%	6,739	-495	-7.3%	471	7.0%
23	31,227	-1,938	-5.8%	879	2.8%	6,310	-429	-6.8%	390	6.2%
24	29,379	-1,848	-5.9%	838	2.8%	6,136	-174	-2.8%	418	6.8%
25	27,400	-1,979	-6.7%	796	2.9%	6,017	-119	-2.1%	412	6.8%

\* 司法書士試験制度の導入された昭和54年の出願者数については、概数しか統計が存在していない。  
 \* 司法書士と異なり、土地家屋調査士の試験制度は、昭和25年の土地家屋調査士法制定当初より存在しているが、出願者数・合格者数に関しては、平成期以降の数字しか入手できなかった。

て、ちょっと意外だという感想を持つ会員がいるのではないかと、今川副会長はいう。

一方、筆者は、このアンケート結果に対して、次のような感想をもった。

第1に、司法書士試験出願者数の経年変化(【資料1】)から知られるように、今川副会長の指摘される「新人の登記離れ」現象が生じたのは、平成14年に司法書士が簡裁代理権を獲得して「過払いバブル」が生じたほんの数年間の、今となっては過去の出来事であって、過払いバブル崩壊後は、むしろ「新人の裁判離れ」が急速に進んでいた。

第2に、そのような状況において、不動産登記がアンケート結果の第1位を獲得したのは、新人が不動産登記業務に積極的関心を示したためではない。登記業務に関して、司法書士は、依然として過去の時代の業務形態から脱却していないところ、不動産登記事件総数は、バブル経済崩壊当時の平成4年の2071万5189件(4144万8745個)から、平成24年には1288万6040件(3001万1511個)と、件数ベースで62.2%、個数ベースで72.6%に減少しており、従来と変わらぬ業務形態を維持する限り、この分野に新人が希望を抱く要素は見当たらない。この点は、同じく旧態依然とした業務形態から脱却できていない土地家屋調査士につき、かつて平成元年には1万4000人を超えていた出願者数が、平成25年には8283人減の6017人にまで減少していることから(この調子だと、あと18年で土地家屋調査士試験の出願者数はゼロになる。【資料1】右欄参照)類推可能であろう。それでもなお、不動産登記がアンケート結果の第1位の座を保つことができたのは、新人の裁判業務への関心が薄れたことによる単なる反射的效果にすぎない。

しかも、第3に、このような結果もまた、一時的・過渡的な状態にすぎないものと考えられる。というのは、アンケート結果からは、裁判業務に代わって新人の関心の向いた先は、登記業務ではなく、成年後見等の財産管理業務であることがわかる。となれば、遠からぬうちに、今度は成年後見の人気集中を理由に、再び「新人の登記離れ」が語られるようになるだろう(要するに、新人は

司法書士という職業の基本的な立ち位置がわからず右往左往する)というのが、筆者の近未来予測である。

### (3) ベテランに対するアンケート結果

もっとも、これと全く同様の傾向は、司法書士本職に対するアンケート結果にも現れており、新人は、本職の仕事ぶりをよく観察しているといえるのかもしれない。

以下、2012年版『司法書士白書』の「(特集1)司法書士全国調査」の内容を紹介すると、「あなたは不動産登記業務以外に専門分野または重点分野としている業務がありますか」との質問に関して、回答総数2928のうち、「専門分野または重点分野を設けている」との回答は46.6%、「設けていない」が53.4%であるが(注4)、不動産登記だけを行っている司法書士の数を多いと感じるか少ないと感じるかにつき、評価は分かれるであろう。

次に、「専門分野または重点分野を設けている」と答えた司法書士に対して、その内容を質問した回答のランキングは、次のようなものであった(回答総数1361。複数回答可)(注5)。

- [第1位……不動産登記(前掲質問)]
- 第2位……商業登記(57.2%)
- 第3位……成年後見・財産管理(41.5%)
- 第4位……債務整理(34.4%)
- 第5位……企業法務(14.3%)
- 第6位……消費者問題(9.5%)

新人へのアンケートと比べると、商業登記と成年後見・財産管理の順位が入れ替わっている(注6)。一方、債務整理の順位については、新人と変わらないが、消費者問題に取り組む司法書士が10%弱という数字は、多いとみるべきか少ないとみるべきか。

なお、この点との関係では、上記業務分野に関して、司法書士がどのようにとらえているかを、

- ① 知的・技術的難易度が高い分野である
- ② 社会的な意義が大きい分野である
- ③ 収益性が高い分野である

の三つの選択肢の中から選ばせる質問が非常に興味深い(注7)。回答は、次のようになっている。

不動産登記……	②33.2%	>	③32.5%	>	①25.5%
商業登記……	①33.0%	>	②32.8%	>	③16.5%
成年後見……	②70.7%	>	①11.6%	>	③1.1%
遺言執行……	②38.8%	>	①17.4%	>	③12.9%
財産管理……	②47.4%	>	①19.3%	>	③5.5%
債務整理……	②50.1%	>	①14.1%	>	③9.6%
企業法務……	①38.9%	>	②12.2%	>	③8.6%
消費者問題……	②50.4%	>	①13.1%	>	③0.9%

すなわち、②社会的な意義が大きいと司法書士が考えている業務分野の第1位は成年後見、第2位は消費者問題、第3位は債務整理であるが、③収益性の高さに関しては、不動産登記が群を抜いて第1位であり、第2位は商業登記、第3位は遺言執行であって、債務整理を上回る。一方、財産管理の収益性はあまり高くなく、成年後見と消費者問題の収益性はほとんどないという意識である(注8)。なお、①知的・技術的難易度が高いと感じられている業務の第1位・第2位を企業法務・商業登記が占める一方、成年後見・消費者問題が債務整理より難易度が低いと感じられているのが特徴的である。

#### (4) 司法書士法改正に関する特別報告

では、司法書士本職あるいは日司連執行部においては、今後の司法書士の業務展開の方向性について、どの向きに舵を切ろうとしているのか。

日司連第76回定時総会(平成25年6月20日・21日)における司法書士法改正対策本部の特別報告「司法書士法改正に向けて」は、「司法書士法改正大綱」(日司連第73回臨時総会(平成23年2月23日)において承認)の掲げる改正事項に優先順位をつけ、直近の改正をめざす「第1 最重要点事項とそれに伴う法整備事項」と、今後の改正に向けて「第2 中長期検討事項として改正に向けた検討を継続させるべき事項」の二つに分類・整理した。

本稿のテーマとの関係で問題となるのは、「第1 最重要点事項」、「I 司法書士法改正の目的の早期実現のため、業務上および組織上において必要となる最重要点事項」、「1 司法書士業務の拡充」に関する【資料2】のような内容である(注9)。

これら六つの業務拡充の方向性のうち、(4)登

#### 【資料2】 司法書士法改正「特別報告」

##### 1 司法書士業務の拡充

司法書士の業務規定のうち、次の事項について以下のとおり変更又は新設すること。

- (1) 「家事に関する事件につき代理すること」を新設すること。
- (2) 「法律関係書類を作成すること」を新設すること。
- (3) 現行の簡易裁判所における訴訟代理権を「簡易裁判所が権限を有する全ての民事事件につき代理すること」と改めること。
- (4) 現行の「登記又は供託に関する手続について代理すること」を司法書士の登記実務に適合した文言に改めること。
- (5) 現行の相談業務の規定を「業務範囲内の事案について相談に応じること」に改めること。
- (6) 裁判外紛争解決機関等への提出書類作成を法律上、明記すべきである。

記・供託業務、(2)(6)書類作成業務、(5)相談業務については、従来から司法書士が行っている業務内容に関する疑義を完全に払拭するための明文規定の新設であるので(注10)、実質的な権限の拡充は(1)と(3)である。このうち(1)は「少年事件を除いた全ての家裁管轄事件に関する代理権の獲得を目指すもの」であり、(3)は「簡易裁判所が扱う全ての事件について司法書士が代理権を持つ」[「例えば一般民事調停は簡易裁判所の管轄であり140万円の事物管轄による制限はない」というものである(注11)。

(1)家庭裁判所の代理権の新規獲得・(3)簡易裁判所の代理権の拡充は、いずれに関しても、すでに平成14年司法書士法改正時から主張されていたところのものであり、今回新規に提示されたものではない。問題は、この権限拡充(1)(3)に関する法改正の実現可能性であって、平成14年改正の際の衆議院法務委員会(第154回・平成14年4月9日)の附帯決議は、「五 司法書士に対する家事事件及び民事執行事件の代理権付与については、簡易裁判所における訴訟代理権等の行使による司法書士の実務上の実績等を踏まえて早急に検討すること」

としていた。司法書士は、平成14年法改正から10年の間に、附帯決議の要件を充足するだけの「簡易裁判所における訴訟代理権等の行使による司法書士の実務上の実績」を残すことができたのか。

- (注1) 日本司法書士会連合会編『司法書士白書〔2013年版〕』57頁。
- (注2) 日本司法書士会連合会編・前掲(注1) 56頁参照。
- (注3) 今川嘉典(「巻頭言」司法書士業務の多様化についての雑感)月報司法書士501号2頁。
- (注4) 日本司法書士会連合会統計室編著『司法書士白書〔2012年版〕』10頁。
- (注5) 日本司法書士会連合会統計室編著・前掲(注4) 10頁。
- (注6) なお、日本司法書士会連合会統計室編著・前掲(注4) 11頁は、『「商業登記」が予想より低く、『「成年後見・財産管理」が高い数値となっている』とコメントしている。ベテランの司法書士からすれば、むしろ「商業登記離れ」の側に目がいくのだろう。
- (注7) 日本司法書士会連合会統計室編著・前掲(注4) 16頁。
- (注8) 結局、司法書士という職業そのものに関する本職の意識に関して「収益性はあまり高くないが、社会的意義が大きいと感じている司法書士が多いことがうかがわれる」と『司法書士白書』のコメントは総括している。日本司法書士会連合会統計室編著・前掲(注4) 17頁。
- (注9) 日本司法書士会連合会司法書士法改正当策本部特別報告「司法書士法改正に向けて」の全文については、月報司法書士500号10頁以下参照。
- (注10) 今川嘉典「日司連第76回定時総会報告第2号『司法書士法改正に向けて』について」月報司法書士500号6頁。
- (注11) 今川・前掲(注10) 6頁。

## 2 司法書士業務の今後のあり方

### (1) 裁判業務

簡裁代理権獲得後の「実務上の実績」に関しては、司法書士本職からも、債務整理事件偏重に対する反省の声が聞かれる(注12)。一方、外部の有識者は、「多重債務事件での過払い訴訟は、ほとんどが定型的に処理を進めることができる種類の事件である。もちろん依頼者には個性はあるが、多くの事件では計算式で引きなおされた過払い分の

返還が見込めるのであり、事件処理は機械的におこなうことのできるものであった。しかし、当初、司法書士に期待されていたのは、事件の個性をふまえて処理しなければならない、庶民が経験する一般民事事件への取り組みであった。この一般民事事件への司法書士の取り組みは、多重債務事件での代理の活況に比べて、まだ十分とはいえないのである」と、すこぶる手厳しい(注13)。

#### (A) 司法書士の裁判業務の実際

先に触れたように「多重債務事件での代理の活況」はすでに終わりを告げているが、司法書士が簡裁代理権を獲得して以降の一般民事事件の代理と多重債務事件の代理の比率に関して、判例データベース LEX/DB で検索してみると(平成25年12月時点)、事件総数74例のうち、債務整理の事案が55例(74%)であるのに対して、それ以外の事案は19例(26%)を占めており、「司法書士は過払い訴訟しかやらない」という評価は、いささか誇張にすぎるように思われる。

にもかかわらず、債務整理事件への偏重を指弾され、身内である新人司法書士については「登記離れ」に代わって「裁判離れ」が進む一方、「町の法律家」の呼称も行政書士に奪われるような状況が生じている原因は、いずれにあるのか。

過払いバブルが崩壊した後に残った多重債務問題は、これまで司法書士が避けてきたと批判される「依頼者の個性」と深く結びついた案件が多数を占めることになる。しかし、この点に関して、これまで司法書士が全く関与してこなかったというのも、ある種の誤解で、アルコールやギャンブル依存症の問題、貧困問題(ホームレス・生活保護など)、うつ病・自死問題に対して、熱心に取り組む司法書士も少なくない。一方、上記のような問題に悩む人々にとって、多重債務は、根源的な問題を原因として生起するさまざまな結果の中の一つにすぎず、したがって、上記問題を抱える人々に対して、債務整理という1回的外科的処置を行うだけでは全く不十分であり、多重債務に陥った原因を根治して再発を防ぐ内科的・健康医学的あるいは全人的なケアが必要であることは、債務整理の現場にいる司法書士の痛感するところであ

ろう。

(B) プライマリ・ケアを担う総合医

もっとも、依頼人の個性に配慮した予防司法の担い手としての役割は、従来から司法書士のあるべき姿として標榜されてきた「市民の暮らしの中の身近な法律家」像の繰り返しのようにもみえる。そして、上記のように、依存症問題・貧困問題・自死問題などの予防法学的分野における司法書士の取組みは、すでに一定の実績を有している。ただ、こうした健康医学的な取組みにおける目下の課題は、個々の活動が専門化され相互に没交渉であるため、すべての領域にわたって総合的・複合的な知識を有する人材が育成されていない点にある。

この点は、裁判業務という外科的な領域についても同様で、脳外科・循環器外科・消化器外科等々に細分化した専門医の一領域と同様に、司法書士は、種々の裁判業務の中でも債務整理という特定の専門分野に対する知見を有しているにすぎず、他の裁判事務に関する経験値が少ない。

医師になぞらえて話を進めているのは、ほかでもない、司法書士の将来像を描く際の一つのモデルとして、プライマリ・ケアに携わる総合医との比較・対照を行っているからである。

「プライマリ・ケア (Primary Care)」とは、日本プライマリ・ケア連合学会のホームページの説明によれば「身近にあって、何でも相談にのってくれる〔何でも診てくれる〕総合的な医療」をいい(注14)、具体的には【資料3】掲記の五つの理念を、その内容としている(注15)。

そして、このプライマリ・ケアを担う医師が、総合医(ジェネラリスト(Generalist)と英語で呼称されることが多い)であって、内科・外科(さらにその内部における循環器内科・消化器内科、循環器外科・消化器外科……)といった専門診療科ごとに細分化した専門医=スペシャリスト(Specialist)と区別される。

なお、総合医としての能力修得は、現在の研修医制度でも重視されており、法令により「将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療に

【資料3】 プライマリ・ケアの五つの理念

I	Accessibility (近接性)	「かかりやすさ」を追求した最も重要な特徴の一つ。地理的・経済的・時間的・精神的の四つの側面からなる。
II	Comprehensiveness (包括性)	「何でも診てくれる」こと。予防・治療・リハビリテーション全般にわたり、全科的医療、全人的医療を行う。
III	Coordination (協調性)	チーム医療のほか、専門医との協調体制、他の医療機関との協調体制、地域住民との協力体制等を含む。
IV	Continuity (継続性)	ゆりかごから墓場まで、病気のときも健康のときも、外来一病棟一外来と移る場合も継続的に面倒を見る体制。
V	Accountability (責任性)	受療者との間の意思疎通を尽くし、医療者に対する継続的な研修や、後進育成について責任をもって実践する体制。

おいて頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるように、プライマリ・ケアの基本的な診療能力(態度・技能・知識)を身に付けることのできるものでなければならない」旨が定められ(注16)、内科、外科および救急部門(麻酔科を含む)、小児科、産婦人科、精神科および地域保健・医療については、それぞれ1カ月以上の臨床研修が必須化されている。

一方、法律実務家は「社会生活における医師」ともいわれるが、プライマリ・ケアを担う総合医と、これまで司法書士が目標として設定してきた理想像との異同は、以下のとおりである。

I 近接性——上記のように、司法書士が従来から標榜してきたキャッチフレーズは、「町の法律家」、「市民の暮らしの中の身近な法律家」というものであった。その含意のうち、地理的な近接性に関しては、簡易裁判所の管轄内に司法書士が存在する比率は平成24年4月1日段階で98.9%、認定司法書士のカバー率は97.9%であり(注17)、ま

た、経済的・精神的な近接性に関しても、弁護士より敷居が低いとの評価は、市民の間に定着している。

II 包括性——しかし、上記従来からの司法書士像は、かつて裁判業務（訴訟代理業務）が認められなかった時代における、もっぱら「相談業務」、「書類作成業務」のみを通じた市民への対応を想起させる。だが、平成14年法改正によって、今や司法書士は、いざとなれば法廷に立って市民を守ることができる。すなわち、同じ「町の法律家」、「市民の暮らしの中の身近な法律家」であっても、司法書士は、行政書士と異なり、内科だけではなく、いざとなれば外科手術を行うこともできる「総合医」なのであり、したがって、相談業務・書類作成業務の性質についても、裁判業務が行えなかった時代と今とでは、質的に変容を遂げたと理解すべきである。

同様の事柄は、「司法書士は予防司法の担い手となるべき」との主張に関してもあてはまる。この主張の背後には、現在の司法書士の裁判業務に対する不信感と否定的評価が控えているが、その結果、この主張が「司法書士には裁判業務は無理であるから、もっぱら予防司法だけを分担すればよい」という含みで語られるようなことになれば、司法書士にとって不幸な事態をもたらす。裁判業務のできない者の行う予防司法と、裁判業務もできる者の行う予防司法とでは、その性質が全く異なる。「外科手術もできる内科医」であることが司法書士の強みなのであって、予防司法の担い手と

しての役割が強調されるあまり、裁判業務の側面が軽視されるようなことがあれば、司法書士の姿は、平成14年法改正以前の状態に先祖返りしてしまう。今日の司法書士を語る際には、内科も外科も「何でも診てくれる」全科的医療・全人的医療を行う法律分野における総合医である点を強調しなければならない（注18）。

III 協調性——法律分野における「総合医」という司法書士の位置づけは、また、弁護士との間の職域分担との関係でも有用と思われる。弁護士は、その軸足を裁判業務の側におく、いわば法律分野における外科の専門医であるが、総合医の行う外科診療に対して、専門医から職域侵害であるとの声は聞こえない。これは、総合医と専門医との間の分業・協調・連携体制が制度的に完成しているからである。これまで、「司法書士は、難度の高い法律問題に関しては専門医である弁護士に委ね、他方、弁護士の側でも、プライマリ・ケアに属する事件を司法書士に回す」という事実上の分業は存在していた。これを制度的な分業・協調・連携体制へと組み上げ止揚させることが、今後の課題となる。

プライマリ・ケアの「協調性」に関して、いま一つの重要な要素は、総合医が、地域の福祉関係・介護関係・保健関係の専門家たちとチームを組んで受療者のサポートを行う点である。司法書士であっても、消費者問題に関しては他の司法書士や弁護士とグループを組織し、貧困問題・依存症問題・自死問題等に関しては地元自治体・NPOや医

▶具体例をもとに司法書士による民事訴訟への新たなかわり方を提示する実践的手引書！

## 司法書士による被告事件の実務

——訴訟活動の事例と指針——

赤松 茂・鈴木修司・山田茂樹 著

A 5判・347頁・定価 本体 3,000円＋税

発行 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16

☎03(5798)7257 FAX03(5798)7258

療関係者と共同して活動を行ってきた実績があるが、今後は、こうしたチーム体制が、むしろ原則形態となっていくであろう。

IV 継続性——法律分野における継続的なケアの典型は、会社等の顧問弁護士であり、司法書士においては登記申請の継続的な受任であるが、プライマリ・ケアの観点からすれば、たとえば1回の不動産登記申請の受任を、依頼者保有の不動産に関するファイナンシャル・プランニングやエステート・プランニングの業務につなげ、成年後見人の受任を、後見制度支援信託の受託者・相続財産管理人・遺言執行者への就任や相続・遺贈による登記申請代理に接続させる流れが恒常的に形成されることが、単なる司法書士の業務拡大ではなく、依頼者に対するワンストップサービス提供の点からも望ましい。

なお、こうした依頼者との間の継続した信頼関係の形成については、従来からその重要性が意識されていたところであるが、プライマリ・ケアにあっては、総合医により継続的に提供されるサポートの内容が、特定の専門に限定されない全科的・全人的な総合診療である点が重要である。

V 責任性——プライマリ・ケアにおける「責任性」の内容のうち、①受療者に対する説明責任等の職業倫理の問題は、司法書士においても異なるところはない。②医療者の継続的な研修についても、司法書士に関しては会員に対する研修制度があり、③後進の育成に関しても新人研修がある。そもそも聖職者と医師と法律家の三つだけが「プロフェッション(Profession)」という特別な名称で呼ばれて他の職業と別格扱いされているのは、その語源が「神に対して宣誓する(profess)」であって「人のために尽くすことを神に誓う職業」だからであり、①倫理・②研修・③後進育成の三つの要素は、プロフェッションたりうる必須の前提である。

それゆえ、司法書士が、法律分野における総合医であるためには、高い職業倫理意識と、分野を限定しない広汎な知識・技術とを兼ね備えていなければならない。具体的にいえば、裁判事務の前段に位置する「予防司法」の全域と、一般民事事

件も含めた「裁判事務」全般にわたるスキルを、両者等価で偏りなく身に付けるということである。

これに対して、平成14年法改正で獲得した簡裁代理権を、もっぱら債務整理だけに用いて他の裁判業務には見向きもせず、過払いパブルが下火になって儲けが見込めなくなるや、早々に裁判業務から手を引くというのでは、プロフェッションと呼ぶに値しない(注19)。

## (2) 成年後見・財産管理

一方、「成年後見等の財産管理」が、新人・ベテランいずれのアンケート調査においても上位に躍進した理由は、まず何よりも、この領域での司法書士の取組みが、方法論的側面で成功した——「公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート」(以下、「リーガルサポート」という)の組織体制のつくり込みが首尾よく運んだ——点にあるが、その結果として市民から得られた高い評価と信頼が、マスコミによって広く取り上げられたことも、特に新人には魅力的に映っただろう。

ところで、新人研修アンケートも『司法書士白書』アンケートも、質問項目について「成年後見」業務と「財産管理」業務を一括りにしている。「財産管理」の中には、不在者財産管理人・相続財産管理人も含まれてくるが(さらに遺言執行者もこの業務の範疇に包摂される)、これらの業務を包括的・一体的・連続的なものとして理解することは、法律分野のプライマリ・ケアを担うジェネラリストとしての司法書士像に適合的である。

I 近接性——平成25年8月1日現在のリーガルサポートの入会率は、全司法書士の31%、全司法書士法人の16%である(注20)。5年前の平成20年7月2日段階での入会率は、個人23%、法人7%であったから(注21)、入会者数は着実に伸びてはいるが、簡裁代理権の取得率(69.0%)と比較して、いまだ十分とはいえない。

先に示した司法書士本職に対するアンケート調査から推測するに、リーガルサポートへの入会を躊躇させている理由は、収益性の低さと考えられる。上記アンケート調査からは、司法書士は、暮らしていける程度の収益さえあれば、それ以上の

儲けよりも、むしろ社会に役立つ仕事をすることを好む気質を有していることがわかる。となれば、「暮らしていける程度の収益」を確保する方策を講じれば、この業務に従事する司法書士の数は増加するであろう。先のアンケート調査によれば、成年後見（および消費者問題）を、収益性の高い分野と考える司法書士は1%前後と、他の業務と比較して極端に低い。収益性度外視のプロ・ボノ活動については、第1に、活動に従事できる人間の数が限られてしまい、第2に、活動それ自体の息が続かず持続性に不安が残る。成年後見（および消費者問題）については、収益性に関する意識を、現在の1%前後から、せめて遺言執行・債務整理・企業法務と同程度（10%前後）まで高められるような、制度的なしくみを構築する必要があると思われる。

II 包括性——リーガルサポートの事業内容に関して、定款4条（事業）は、①任意後見人・任意後見監督人等の養成・推薦・指導監督（1項1号・2号）のほか、②「財産管理及び身上監護の事務（前各号に該当するものを除く。以下「財産管理事務等」という。）の指導監督」（3号）、③「遺言執行事務の指導監督」（4号）、④「前各号に掲げるもののほか、高齢者、障害者等の権利の擁護に関する活動」（7号）を規定している。すなわち、この公益社団法人の団体名にいう「リーガルサポート」とは、①成年後見のみならず、②財産管理（不在者財産管理・相続財産管理）、③遺言執行をも含んだ広汎な法的支援をいう。一方、④「高齢者、障害者等の権利の擁護」とは、具体的には、依存症問題・貧困問題・自死問題と、これに基因して発生する多重債務問題・消費者問題を指す。

このように、リーガルサポートのカバーする領域が広汎である点は、「何でも診てくれる」総合医としての司法書士像に適合的である。しかし、司法書士がジェネラリストとしてカバーすべき分野は、このほかにも、不動産登記・商業登記あるいは裁判業務をはじめとして、多岐にわたる。その一方で、相続・遺言執行業務に関しては、各単位会での研修も盛んであり、他方、貧困問題や消費者問題については、別の組織による熱心な活動が

ある。それゆえ、今後は、それら広汎な領域に関して、区々に分かれた組織・活動を有機的に結合し、重複のない効率的な体制を構築することが課題となる。

III 協調性——上記司法書士の内部組織の連携による活動の効率化のほか、特に成年後見に関しては、行政（国・地方自治体）並びに医療・福祉との協働体制の構築が必要である。この点に関して、上記リーガルサポートの事業内容を規定した定款4条1項中には、「国、地方公共団体、福祉団体、職能団体等との連携による上記各事業の推進のための活動」が掲げられている（12号）。

法律分野のプライマリ・ケアを担うジェネラリストとしての司法書士は、財産管理のみならず、身上監護に関する専門的知識をも兼ね備えている必要があるが、この点に関しては、同時に、医療・福祉のスペシャリストとの間の役割分担・分業体制を構築することが、活動の機動性・効率性を高める。

また、高齢者・障害者その他社会的弱者の保護に関しては、自治体・民間による組織立上げの段階から、それらを有機的に結合した効率的運用を考えるべき時期にきている。それゆえ、司法書士に関しても、新たな「ハコもの」を立ち上げるだけではなく、司法書士のジェネラリストとしての知見を活かして、既存の組織・団体に参加・相乗りする形で、その財産管理部門あるいは総務・統括部門を担当する——組織運営の「ハブ（Hub）」を担う——分業体制が考えられてもよいだろう。

IV 継続性——成年後見の分野におけるプライマリ・ケアの「継続性」とは、悪質商法その他の消費者問題から高齢者を守る予防司法的な業務のほか、認知症の進行の程度に応じて、任意後見から法定後見への移行や、適切な財産管理の方法の選択（たとえば後見制度支援信託の利用など）、さらに遺言書の作成支援業務や、相続財産の管理、遺言執行といった業務を一貫して行うことを意味する。

この点に関しては、①登記業務や成年後見業務を通じて得られた信頼を基礎として、②遺言執行者の指定（民法1006条）が増えたならば、その実

績により、③家庭裁判所による遺言執行者の選任（同法1010条）の件数も増え、あるいは④今般の司法書士法改正の目標の一つでもある家事代理権の獲得への途もみえてくるが、もっとも、司法書士が指定遺言執行者になることが一般化した場合には、少なくとも遺言関係については、法改正により家事代理権を獲得する必要もなくなるともいえる。

V 責任性——成年後見・財産管理・遺言執行といった継続的な業務の「責任性」に関して、特に注意しなければならない点は、司法書士自身に何らかの事故が生じた場合に備えての対処方法である。遺言執行を例にとれば、遺言執行者が死亡した場合、相続人は遺言執行者の地位を相続しないが、しかし、委任に関する民法654条および655条の規定の準用により（同法1020条）、相続人は、遺言執行者が生前にどのような執行行為を行ったかについての報告義務や、遺言執行者が保管していた物件の引渡義務を負う。それゆえ、遺言執行者に就職する際には、自分の推定相続人に対して、これらの義務の存在について知らせておく必要がある（注22）。

ただ、今後の司法書士の業務内容としては、成年後見をはじめとする継続的業務の占める比重が増えると考えられるので、共同受任や事務所の法人化といった「司法書士自身の相続問題」に関する制度的な対応策を考える必要があるだろう。

### (3) 登記

一方、従来業務の主力である登記業務に関しても、プライマリ・ケアを担うジェネラリストとしての司法書士像との関係では、次の点を指摘できる。

I 近接性——すでに触れたように、司法書士の強みは、地理的な近接性にあるが、経済的・時間的・精神的な近接性に関しては、とりわけ相談業務に関して、市民の「かかりやすさ」をさらに向上させる改善策を模索すべきであろう。

II 包括性——上記(1)裁判業務・(2)成年後見業務と同様、(3)登記業務に関しても、ただ単に登記申請を代理するだけでなく、その前段事務として、依頼者の不動産運用や資産承継問題について

積極的・能動的な提言を行う主体性が求められる。司法書士の職域に適合的な具体例としては、たとえば① ABL や②信託がある。

① ABL 〔流動〕資産 (Asset) をベースにした (Based) 貸付け (Lending) は、人的関係の重視される地域密着型の中小企業融資に適合的な担保取引であるが、この特徴は、そのまま司法書士が従来得意としてきた守備範囲と重なり合う。司法書士には、金融機関主導で行われた抵当権設定の登記申請のみを行う「下請け」的な地位を脱して、担保設定に関する種々の選択肢の中から ABL の方法を提言し、金融機関との仲を取り持つ主体的な役割を担う道も拓けている。なお、ABL の公示との関係では、動産・債権譲渡登記のほか、現在進行中の民法（債権関係）改正審議が、指名債権譲渡の対抗要件を、通知・承諾から登記に改正しようとしている点も、追い風となる可能性がある。

② 信託 ABL と同様、企業（ここでは信託銀行・信託会社）や弁護士による先占のない未開拓の分野であって、かつ司法書士の業務に適合的な分野が、家族信託である。この分野に関して、平成18年現行信託法は、遺言代用信託（90条）のほか、後継ぎ遺贈型受益者連続信託を承認した（91条）。一方、家族信託に関する信託銀行の商品は、遺言書の保管と遺産整理業務だけで最低100万円かかり、相続登記に関しては別途司法書士が下請けする。この業務を、法律分野のジェネラリストとしての知見を有する司法書士が一括して行ったならば、依頼者の経済的負担も大幅に軽減されるであろう。

III 協調性——登記業務に関して、従来、司法書士は、不動産業者や金融機関から登記申請に関する依頼を受けるだけの受動的な地位にあった。これからの司法書士は、ファイナンシャル・プランナー、エステート・プランナー的な相談業務を発端に、不動産業者や金融機関や税の専門家等を束ねる形で、依頼者の資産状況に最も適合的な管理・運用を行う中心的・主体的な役割を担うべき

である。

Ⅳ 継続性——その結果、登記業務は、依頼者の財産の運用・承継問題に関して、適切な選択肢を提示し、依頼者の選択を受けて行う一連の財産管理・運用業務の中の、最終段階の業務として位置づけられることとなる。これは、上記(1)裁判業務に関して、依頼者の個性に配慮した全人的なケアの一環として、債務整理を行うこと、あるいは、上記(2)成年後見業務に関して、高齢者の身上監護・財産管理の一貫として、後見制度支援信託の手続を用いることと、何ら異なるところはない。プライマリ・ケアにおける「継続性」は、病気の時も健康の時も、一貫した連続的なサポートを行うことを内容とする。司法書士についても、(1)裁判業務・(2)成年後見業務(＝病気の時)と、(3)資産運用・資産承継業務(＝健康の時)との間には、質的・構造的な違いは存在しない。

Ⅴ 責任性——以上のように、(1)(2)(3)のすべての業務領域を均質的・統一的に理解することができるのは、司法書士が、医療分野における総合医と同程度の、①高い倫理意識と、②専門を限定しない広汎な知識を有しているからである。それゆえ、司法書士は、法律分野におけるプライマリ・ケアを担うジェネラリストとしての地位を確固たるものとするため、①倫理意識の涵養並びに②総合的な知識の修得のための研修を継続するとともに、③新人司法書士が「登記離れ」、「裁判離れ」と右往左往することのないよう、ジェネラリストとしての基本的な立ち位置に関する自覚的な人材育成を行うべきであろう。

(注12) 月報司法書士500号記念特集「司法書士法改正」の「(座談会)司法書士制度の未来を創る」においても、谷嘉浩全国青年司法書士協議会会長は、「本来司法書士に期待されている消費者問題に対しての部分に関してはそれで〔＝「過払いに関する一つの業務のブーム」によって〕ある程度実績は上がったのだろうとは思いますが、いわゆる市民型紛争に関する部分については結局余り携わらないまま今日まで来ていると。その中で過払いの時代が終わって、今現在ちょうど司法書士がこれからの道筋を自分たちで描かないといけない中で、やはり簡裁に関与している

事件数が減ってきている」と述べ(23頁)、北野聖造日司連名誉会長も、「今、谷さんが言われたように過払い中心ということがあります。私が裁判所の方から、司法書士さんは熱心にやっていますけれども、仕事が偏っていますよね、といわれたことがあります。これは恐らく過払い偏重のことを言っているのだらうと思います。市民を支援するために、もっと多くの分野で支援をすべきだと思います」と語る(27～28頁)。

(注13) 仁木恒夫「司法制度における司法書士の役割」月報司法書士500号16頁。

(注14) 一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会ホームページ<<http://www.primary-care.or.jp/public/index.html>>。

(注15) 一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会ホームページ<<http://www.primary-care.or.jp/paramedic/index.html>>。

(注16) 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」2条(臨床研修の基本理念)。

(注17) 日本司法書士会連合会編・前掲(注1)71頁。

(注18) なお、仁木・前掲(注13)17頁も、「今後、司法書士は、付与された権限能力からすれば、〔①〕一方で法律相談機能を生かして人々の司法へのアクセスをより拡充できるように努め、〔②〕他方で認定を受けている司法書士は一般民事事件を手がけながら法的思考を陶冶していくことが求められる」として、①予防司法と②裁判業務とを等価の重要な要素ととらえている。

(注19) しかも、司法書士が得意とする債務整理のスキルに関して、外科医にたとえていえば四つの術式(任意整理・破産手続・個人再生手続・特定調停)の中から最も患者のためになる適切な術式を選択することさえせずに、貸金業者との間であらかじめ結んでおいた協定に従い手っ取り早く和解する例(包括和解)も多いという(朝日新聞平成25年3月24日付け朝刊39面「過払い返還、密約で減額」)。自身が手術を受ける場合を想像されたい。

(注20) 「Legal Support News」月報司法書士499号79頁。

(注21) 「Legal Support News」月報司法書士438号104頁。

(注22) 東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会編『(弁護士専門研修講座)相続・遺言——遺産分割と弁護士実務』154頁〔鬼丸かおる〕。